

ボランティア清掃活動に係る物品貸出要領

1 目的

香川県内の海岸におけるボランティア清掃活動に対し、県が所有する物品の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

貸出機関は香川県とする。物品の貸出・返却事務については、香川県環境森林部環境管理課が行う。

3 貸出物品

貸出する物品は、別表のとおりとする。

4 貸出対象者

香川県内の海岸でボランティア清掃活動を実施する個人及び団体

5 貸出方法等

- (1) 物品の貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、原則として、実際に貸出物品の受け取りを希望する一週間前までに香川県電子申請・届出システムから貸出申請を行うものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、貸出希望者に対して物品を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。
 - ア 物品の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - ウ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与える活動に使用するおそれのあるとき。
 - エ 物品を営利目的で使用するおそれのあるとき。
 - オ その他、貸出機関が物品の貸出について不適當であると認めるとき。
- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から物品を直接受け取ることを原則とする。また、使用後は責任をもって速やかに貸出機関へ返却するものとする。貸出及び返却は、平日 9 時から 17 時までの間に香川県環境森林部環境管理課で行う。
- (4) 貸出に伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

6 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料

貸出料は、無料とする。

8 損害賠償

借受者の故意又は不注意等により物品を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

9 貸出機関等の責任

物品の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。

10 その他

(1) 借受者は、物品の使用について別添の「ボランティア清掃活動に係る物品使用に関する留意事項」により取り扱わなければならない。

(2) その他の事項については貸出機関と協議すること。

11 施行期日

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

別表

貸出物品一覧（令和6年3月1日現在）

No.	貸出物品	貸出数量
1	ビブス（大人用、フリーサイズ）	60
2	トング（約43cm）	45
3	トング（約60cm）	50
4	横断幕（縦90cm×横132cm）	1

別添 ボランティア清掃活動に係る物品使用に関する留意事項

- 1 物品を使用する際は正しく使用するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。
- 2 物品の使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対して、貸出機関は一切その責任を負わない。
- 3 使用中に物品が破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに貸出機関へ報告を行うこと。物品の破損、紛失等については、借受者がその責任を負うこと。
- 4 活動終了後は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗浄して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行うこと。
- 5 借受者は、第三者に転貸してはならない。